

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正することについて

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 5 月 1 日提出

提出者	秦野市議会議員	大 野 祐 司
賛成者	同	谷 和 雄
同	同	小 菅 基 司
同	同	山 下 博 己
同	同	露 木 順 三

提案理由

新型コロナウイルス感染症による市民生活や地域経済への影響が深刻化する中、一層の支援が必要なことから、令和 3 年 3 月 3 1 日まで議員報酬の月額を減額する特例措置を行うため、改正するものであります。

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年5月1日から令和3年3月31日までに支給する議員報酬月額に係る減額特例措置）

- 12 第2条の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に支給する議員報酬の月額（第6条に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含む。）は、第2条に規定する額から100分の7に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議提議案第2号 秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="241 341 344 373">附 則</p> <p data-bbox="152 392 389 424">1-11 (略)</p> <p data-bbox="181 443 1106 533"><u>(令和2年5月1日から令和3年3月31日までに支給する議員報酬月額に係る減額特例措置)</u></p> <p data-bbox="152 552 1106 791">12 <u>第2条の規定にかかわらず、令和2年5月1日から令和3年3月31日までの間に支給する議員報酬の月額(第6条に規定する期末手当の算出の基礎となる場合を含む。)は、第2条に規定する額から100分の7に相当する額を減じた額とする。</u></p> <p data-bbox="241 909 344 941">附 則</p> <p data-bbox="181 960 719 992">この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p data-bbox="1227 341 1330 373">附 則</p> <p data-bbox="1131 392 1368 424">1-11 (略)</p>